

開 会 午前10時00分

○議長（阿部六平君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 報告第17号 健全化判断比率の状況の報告について

○議長（阿部六平君） 日程第1、報告第17号健全化判断比率の状況の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 報告第17号健全化判断比率の状況の報告についてご説明申し上げます。

別紙平成25年度健全化判断比率の状況の一覧表をお開きください。

実質赤字比率、該当ありません。

連結実質赤字比率、該当ありません。

実質公債費比率、14%。

将来負担比率、該当ありません。

資金不足比率、該当ありません。

一般会計から特別会計、事務組合及び第三セクターまで赤字決算ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は該当ありません。

公債費の償還に充てた一般財源の標準財政規模に対する割合を示す実質公債費比率については、対前年度比2.6%増の14%となっておりますが、実質公債費比率の算定については過去3年間の平均値を用いるため、平成23年度の単年度実質公債費比率が、震災により平成22年度3月償還分を支出したため、実質公債費比率が約19%まで上昇したことによるものでありますが、早期健全化基準の25%を大きく下回っております。

将来負担比率については、震災により一括で交付された東日本大震災津波復興基金市町村交付金等の基金積立金を充当することで、該当なしとなります。

公営企業に係る資金不足比率についても、赤字決算の会計ではありませんので該当なしとなります。

以上のとおり、健全化判断比率につきましては、いずれも基準を上回るようなものではなく、問題がないものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部義正君。

○13番（阿部義正君） 実質公債費比率、収入に対する借金返済額の比率を示すわけですが、本年度が14%と若干高くなっているということですが、ただいまの説明でご理解いただきました。その中で、23年度の震災の影響ということですが、来年度になればその分が除かれるというか、そういう形になれば従来の11～12%の比率になるか、その辺をお伺いします。

○議長（阿部六平君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） そのとおりでございます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって報告処理いたします。

○

日程第2 報告第18号 「大槌町障がい福祉プラン（基本計画）」策定に係る報告
について

○議長（阿部六平君） 日程第2、報告第18号「大槌町障がい福祉プラン（基本計画）」策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 報告第18号「大槌町障がい福祉プラン（基本計画）」策定に係る報告についてご説明いたします。

本日、A3判の参考資料に概要をまとめておりますので、こちらをごらんください。よろしくお願いいたします。

まず、1ですが、本基本計画は障害者基本法に基づく障がい者計画であり、今回が第2期計画となります。障害福祉を推進するための基本方針、基本方向を総合的、体系的に定めるもので、いわば町の障がい福祉施策の基本計画と位置づけるものでございます。

2の策定の趣旨ですが、第1期障がい者計画以降、障害者総合支援法など大きな制度改正があったこと、障がい者を取り巻く情勢の変化あるいはさまざまなニーズに対応し、障がい者福祉施策の総合的な推進指針として策定するものでございます。

この資料の左側の少し真ん中より下のところに米印がございまして、こちらで大槌町障がい福祉プラン（実施計画）とございます。こちらは、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画でありまして、今年度中に第4期計画を策定することとしております。これは、障害福祉サービスに係る具体的な事業量ですとか数値目標、確保策を盛り込んで

いくもので、こちらはいわば実施計画と位置づけるものでございます。

これら2つの計画が、整合を図りながら施策に取り組んでいくものでございますけれども、この名称につきまして「障がい者計画」と「障がい福祉計画」と名称が似かよっておりますことから、今回の計画からご理解いただきやすい共通の名称としまして「大槌町障がい福祉プラン」といたしまして、それぞれの計画の正確や位置づけを踏まえまして、障がい福祉プランの基本計画、実施計画というふうな名称としたものでございます。

大きい2の計画の期間のところに入ります。

計画の期間ですが、第1期計画につきましては、平成12～21年度の10カ年計画でしたが、今回の基本計画につきましては、国の計画が5カ年であることや、福祉関係の制度改正にも柔軟に対応していく必要がありますことから、今回の基本計画は平成25～29年度の5カ年計画としております。

資料右側の当町の現状ですが、身体、知的、精神のそれぞれの手帳所持者数ですけれども、1,026名と大槌町の人口の7%となっておりまして、身体障害者手帳所持者が84%を占めております。また、その右側のほうにありますけれども、手帳所持者のうち123名、12%ほどが何らかの障害福祉サービスを利用しているという状況でございます。

その下の第1期計画からの評価でございますが、第1期計画の策定から15年が経過しておりまして、先ほど申しました総合支援法等関係法令の施行や改正等の変化があったこと、また大震災の経験も踏まえまして、第2期計画となります今回の基本計画におきましては、サービスを利用する際の利用計画作成における相談支援体制の確保など権利擁護体制の充実、また震災を踏まえました安全・防災対策の推進などを新たな項目として追加してございます。

資料の一番下のほうにあります目指す姿の基本的な方向ですが、基本理念としまして第1期計画のテーマであります「ともにつくるふれあいのあるまち大槌」を引き継ぎまして、3本の基本目標を掲げまして、障がい者が地域で安心して暮らせるまちづくり、自立し共生できる社会の実現を目指すものでございます。

5つの基本課題とその具体的な取り組みにつきましては、資料の裏面に体系的に記載しております。相談支援体制の充実など、地域での暮らしの支援、教育の充実や就労支援など社会で生活する力の向上、障害者に対する周囲の理解促進や福祉人材の養成確保、安全・防災対策など地域で暮らすための福祉のまちづくり、こういったことにつつまし

て行政、関係機関団体、民間企業等が連携して取り組んでいくというものでございます。

最後に、資料の表の右下のところの策定スケジュールのとおりでございますが、本基本計画は、関係団体等とで構成する策定委員会におきまして検討、審議し、また障がい者自立支援協議会などからもご意見をいただきながら策定したものでございます。本日のご報告をさせていただきましたあと正式に計画を公表することとしております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） これについては、ちょっと1点だけ質問させていただきます。

この障がい福祉のプランづくりなんですけれども、大変障がい者にきめ細やかな部分盛り込まれていると思っております。ただ、今回の災害を受けて、この障がい者の方たちの今後の防災計画の中で、健常者の方が支えるという部分では重要なポイントになってくるといふふうに私は思っているわけです。そんな中で、障がい者の方に対するプランはそれでいいとして、その健常者の方たちにどうこの部分をわかっていただけるかという、その辺の取り組みというのかな、その辺は考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 障がい者、いわゆる災害弱者というような方につきまして、非常時の避難支援ということにつきましてでございますが、災害時要援護者の避難支援プランというものを策定することになっておりまして、その中でお一人お一人の避難、どういった支援の方がどういったルートでどこの避難場所に連れていくかという個別プランというものをつくることになっております。それにつきましては、要援護者台帳の中にそういった対象の方を登録しまして、そのお一人お一人の個別プランを策定することということで、現在取り組みを進めようとしているところでございます。台帳のシステムにつきましては、平成25年度に導入させていただいております。その中に障がい者の方につきましても、今年度実態というかそういったニーズの調査も行うことにしておりますので、そこで把握した上でそういった個別のプランというものを策定するというふうにつなげていきたいというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 要援護者の方の対応についてはわかるんですが、一番大事なのはその健常者の皆さんに、障がいを持っておられない皆さんにどうその理解をしていただ

くかという部分が重要になってくるのかなと。普段から障がい者に対する認知度を上げておかなければ、なかなか緊急時に、その対応が幾ら形としてつくっていたとしても想定外のことが起きるといふ、いつ災害というのはいきるかわからない、そのときに支援をしようと思っている人がそこに不在という可能性もあるわけです。そういうことを捉えれば、普段から多くの人にこの障がい者のことを理解してもらおうということが大事ではないかなというふうに思います。この中で、いろいろな施策があるわけですが、この中にやっぱり多くの方が、住民の方にかかわってもらおうという部分が大事になってくるのではないかな、理解を得てもらおう意味で、そういった取り組みも必要かと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（阿部六平君） 要望ですね。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） きょうはそれこそ月命日ということで、思い起こせばそれこそ3.11、とんでもない事故が起きたんですけれども、このことについては別にどうってことはないんですけれども、このとおりにやっていってもらいたいなと、そう思っています。

ただ、一つ我々はこの同じ町内に住みながら、そして知的でも何でもそういう障がいを持ちながら、実際的にその3月11日、学園からそれこそ家に帰る途中で犠牲になった子供たちも実際にいるわけなんです。だから、その中で例えば震度何以上とか、そういうときがあったらばその所にそのまま置いておくとか、何かしらのそういう規定を設けておかないと、ただ家に帰せばいいんだというふうなそんな思いでなく、こういうときは大変だから、じゃあ所のほうに置いておくとか、園のほうに置いておくとかそういうことをこれからの何かの規定を入れておかなければ、こういう事件があつてはとんでもないことだけれども、二度とあつてはだめなんだけれども、その辺のところもこれから考慮しながらやっていく必要が出てくるのではないかなと、そう思っていますが、いかがなものでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） その大震災での経験も踏まえまして、そういった障がいの施設もそうですし、保育所等もそうなんです、基本的には今必ず家庭に帰させるというふうなことではなくて、安全性が確保されているのであればその施設に避難というかとどまっていたくというふうな形で、各施設のほうでも対策を進めていただいているというふうに思っておりますので、そのようなことで認識を統一していきたいというふうにご考へております。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって報告処理いたします。

○

日程第3 報告第19号 「大槌町都市計画マスタープラン」策定に係る報告について

○議長（阿部六平君） 日程第3、報告第19号「大槌町都市計画マスタープラン」策定に係る報告についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 「大槌町都市計画マスタープラン」についてご説明申し上げます。

お手元に本編と概要版をお配りしてございます。詳しい内容については議会全員協議会でもご説明しておりますので、最初に都市計画マスタープランの策定に係る経緯についてと、素案に対して寄せられた意見書の内容とその対応、最後に今後の予定についてご説明申し上げます。

都市計画マスタープランは、町の都市計画の基本方針を定めるもので、昨年度から策定作業を進め、素案を5月29日の議会全員協議会でご説明申し上げます。また、町民の方々には4月に住民説明会、6月のパブリックコメント等でご説明、ご紹介し、ご意見をいただいております。これらを踏まえ、素案を一部修正し、案を作成しました。その後、8月1日に開催されました町都市計画審議会に案を諮問し、異議はないと答申を受け、6日に策定したところでございます。

次に、素案に対して寄せられた意見書の内容とその対応についてご説明申し上げます。

まちづくりの目標として、住民に定着してもらうため仕事の確保や、子育ての確保や子育て基盤の充実等の施策を盛り込むべきというご意見がありました。また、将来都市構造について、道路交通ネットワークにバスを巡回させるとのご提案、都市施設整備に関して、町民の健康増進を図る目的でウォーキングコースの設置や防火用の水路の整備のご要望がありました。都市景観形成について、大槌の特徴である井戸や歴史的な町並み、歴史を踏まえた景観にすべきという意見、また防潮堤工事に当たって生態系への配慮をすべきとのご意見がございました。地域別構想においては、地域の名称のご指摘、また避難所への工事用道路の活用、浪板地域の浜辺の再生や交通安全対策等のご要望がありました。

いただいたご意見、ご要望をもとに修正や追加等を行いました。都市計画マスタープランは都市計画の基本的方針を定めるものなので、具体的な事業によって継続されるべき事項につきましては、今後都市計画事業を行っていく上での貴重なご意見、ご要望として承り、反映し切れなかった部分もご置います。

最後に、今後の予定についてでございますが、この報告後、この都市計画マスタープランは町のホームページ上に公表してまいります。今後、この都市計画マスタープランをもとに、復興計画との整合を図りながら町全体の用途地域の見直しや都市計画道路や都市公園等の都市施設の見直し、地区計画の策定を進めてまいります。

以上、都市計画マスタープラン策定に係る報告を終わります。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 1点だけ。7の3の計画の見直しについてなんですけれども、今大規模な復興事業でまちづくりが行われようとしているわけです。そんな中で、ふぐあいであったりいろいろな問題点が発覚したときには、この一応見直し時期は30年というふうになっておりますけれども、その前にでもその都度見直しはあり得るのかどうか、その辺をお聞きします。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） この都市計画マスタープランには、2ページ目に都市計画マスタープランとほかの計画との関係というのがございまして、上位計画で大槌町町勢発展計画や東日本大震災津波復興計画等がございます。こういった上位計画等の変更がございました場合は、当然それに基づいて都市計画マスタープランも変更したいというふうを考えてございます。（「オーケーです」の声あり）

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

本件は、ただいまの説明をもって報告処理いたします。

○

日程第4 議案第64号 大槌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第4、議案第64号大槌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 議案第64号大槌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

る基準を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案第64号の2枚目をお開き願います。

本条例案は、子ども・子育て支援法等の施行によります児童福祉法の改正に伴いまして、家庭的保育事業等が市町村の認可事業となりますことから、その認可に必要な設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

なお、この条例で定める基準につきましては、厚生労働省令で定めます国の基準に従うべき、つまり必ず適合させなければならない基準と、国の基準を参酌すべき、つまり十分参照して定めなければならない基準とがございます。本条例案におきましては、いずれも国と同様の基準内容としておりまして、このことにつきましては大槌町子ども・子育て会議において了承をいただいているところでございます。

その家庭的保育事業等とは何かということでございますが、第2条の定義のところにあります(5)から(8)までの4つの事業を指しております。(5)の家庭的保育事業は、保育士等がみずからの居宅で5人以下の保育を行う事業でございます。(6)の小規模保育事業は、利用定員6人以上19人以下の施設で行う事業でございます。(7)の居宅訪問型保育事業は、障がいをお持ち等の理由によりまして集団での保育が困難である乳幼児の居宅を訪問して行う事業でございます。(8)の事業所内保育事業は、企業主がみずから雇用する労働者の子供等に対して行う事業でございます。

第3条は、最低基準の目的等には、家庭的保育事業等に関する最低基準の基本的な考え方を規定しております。

第4条は、最低基準を上回るよう運営や設備を向上させることを規定しております。

2ページにまいりまして、第5条、家庭的保育事業者等の一般原則では、利用乳幼児の人権に配慮した運営、自己評価や外部評価による改善の努力について。

第6条、保育所等との連携では、事業者等は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われるよう保育所、幼稚園または認定こども園と連携、協力することを規定しております。

第7条は、非常災害への設備や避難訓練等について。

3ページの第8条から第10条は、職員の要件等について規定しております。

第11条から第13条は、利用乳幼児の差別や虐待の防止等について規定しております。

第14条は、設備等の衛生管理について。

第15条、第16条は、食事の提供について。

4 ページの第17条は、利用乳幼児及び職員の健康診断の実施について規定しております。

5 ページにまいりまして、第18条、第19条は、運営に関する規定の制定、帳簿の整備について規定しております。

第20条、第21条は、業務上知り得た秘密の保持、また保育に関する苦情対応等について規定しております。

第2章ですが、家庭的保育事業のうちの家庭的保育事業についての基準でございます。

第22条は、設備の基準におきましては、保育を行う専用の部屋を設けることやその面積要件等を規定しております。

6 ページの第23条は、職員の配置基準を規定しておりまして、第2項におきまして職員である家庭的保育者は、保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められるものというふうに規定しております。

第24条は、保育の時間を1日につき8時間を原則とするということを規定しております。

第25条は、国の指針に準じて保育の提供を行うこと。

第26条は、保護者との緊密な連絡をとることを規定しております。

第3章は、小規模保育事業に関する基準でございます。小規模保育事業には、A型、B型、C型の3種類ありまして、A型は職員の配置につきまして全員が保育士を配置することとなっています。また、B型は保育士が2分の1以上で、そのほかに家庭的保育者を配置するというふうになっています。C型は、職員の全員が家庭的保育者でよいというふうになるものでございます。

第2節では、小規模保育事業A型についての規定でございます。

第28条、設備の基準では、必要な部屋やその面積要件等を規定しております。

8 ページになりますが、第29条で、職員の配置基準を規定しております。

9 ページの第3節は、小規模保育事業のB型についての規定でございます。

第31条は、職員の配置基準で、この第2項におきまして保育士を半数以上置くということを規定しております。

第32条の下の第4節ですが、小規模保育事業C型についての規定です。

第33条、設備の基準では、必要な部屋やその面積要件等を規定しております。

第34条は、職員の配置基準で、家庭的保育者を置くということを規定しております。

10ページの第35条、利用定員では、小規模保育事業のA型とB型は6人以上19人以下が利用定員となっているところですが、ここでC型の利用定員については6人以上10人以下というふうに規定しております。

それから、第4章ですが、こちらは居宅訪問型保育事業についての規定でございます。

第37条は、居宅訪問型保育事業は障害等により集団での保育が困難である乳幼児に対する保育であること等を規定しております。

第38条は、その居宅の中に専用の区画を設けること。

第39条は、職員1人が保育できる乳幼児は1人までであるということ。

第40条は、障害児施設等との連携の確保について規定しております。

11ページにまいりまして、第5章、事業所内保育事業についての規定でございます。

第42条、利用定員の規定では、利用定員数の区分に応じましてこの表の右側その他の乳児または幼児の数とございますが、その事業所の社員のお子さん以外の乳幼児の定員枠をそれぞれの利用定員数に応じて設けることというふうに規定しております。

第43条からは、定員20人以上の事業所のことを、保育所型事業所内保育事業所というふうになります。その基準でございまして、第43条は、必要な部屋やその面積要件等について規定しております。

13ページの第44条では、職員の配置基準について規定しております。

第47条は、定員が19人以下の、こちらは小規模型事業所内保育事業所という名称になりますが、その基準でございまして、47条では職員の配置基準について規定しております。

最後に、14ページの附則の部分でございまして、本条例の施行期日につきまして、附則第1条におきまして、子ども・子育て支援法等の施行の日からというふうにしておりまして、その法の施行は平成27年4月1日と予定しておりまして、この法の施行の日からというふうにしてございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） この保育のことに関して、都会では特に待機児童、そういうことでこういう基準が出たのかなと私自身は感じましたけれども、大槌町では多分ないだろうなとちょっと聞いたら、あるよという話も聞いたんですが、どうなんでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 今現在、保育所の待機児童ということにつきましては、町内の保育所に対する待機はございません。例えば、大槌町内でお仕事の関係で釜石市内の保育所に行きたいというふうなお子さんがあるって、釜石のほうだとなかなか入れないというふうな状況にはございます。今のところ、大槌町内の保育所に希望された方につきましては、第1希望、第2希望というふうに出していただきまして、その中で調整させていただいて、保育所に入所していただいているというふうな状況にございます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第64号大槌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第5 議案第65号 大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第5、議案第65号大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 議案第65号大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

議案第65号の2枚目をお開き願います。

本条例案は、子ども・子育て支援法の施行に伴いまして、教育・保育施設については施設型給付費、地域型保育事業については地域型保育給付費という給付費の支給対象となるということにつきまして、市町村長がその確認を行うというふうにされましたことから、その確認に必要な運営に関する基準を定めるものでございます。

この基準につきましても、先ほどの議案第64号の条例と同じように、国の基準がありまして、こちら内閣府で定める基準がございまして、その基準に従うべきものと参酌すべきものとございますが、先ほどの条例と同様で、本条例案で定める基準につきまして

も、いずれも国と同様の基準内容としてございます。

この特定教育・保育施設とはということですが、こちらは第2条の定義の中で(2)の認定こども園、(3)の幼稚園、(4)の保育所の3施設のことでございます。また、特定地域型保育事業についてでございますが、こちらは(5)の家庭的保育事業、(6)の小規模保育事業、(7)の居宅訪問型保育事業、(8)の事業所内保育事業の4事業のことでございます。

2ページにまいりまして、第3条、一般原則では、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者に求められる運営の基本的な考え方を規定してございます。

そして、第2章では、特定教育・保育施設の運営に関する基準でございます。

第4条については、利用定員についてでございます。認定こども園及び保育所の利用定員を20人以上としております。なお、ここでは幼稚園については最低利用人数、定員は設定しないものでございます。

第2節は、運営に関する基準でございます。

第5条から第9条までが、保護者等から利用申し込みがあった際のその手続等について規定しております。

4ページにまいりまして、第10条は、子供の心身の状況等の把握について。

第11条は、小学校等との連携について規定しております。

5ページの第13条、第14条ですが、こちらの新制度ではその給付費は基本的に保護者への個人給付を基本とするということになりまして、保護者からその利用者負担額として施設に支払うこととなります。ただ、実際には確実に教育・保育に要する費用に充てるため、施設がその給付費を法定代理受領することができる仕組みとなっております。第13条、第14条におきまして、その手続等について規定しているところでございます。

6ページの第15条、特定教育・保育の取扱方針では、幼保連携型認定こども園、つまり幼稚園と保育所の一体的運営をする認定こども園について、また(2)のところで認定こども園、こちら幼稚園型、幼稚園が主で保育も行うというものと、保育所型、保育所が主で幼稚園の教育も行うという2種類ございますけれども、そういった認定こども園について。また、(3)の幼稚園、(4)の保育所、それぞれの施設につきまして関係各法令で定める要領、基準、指針等に基づいて教育・保育を行うということを規定しているところでございます。

第16条は、施設による自己評価について。

それから、第17条は、子供及び保護者に対する相談、援助について。

第18条は、体調の急変等緊急時の対応について。

第19条は、給付費の支給を受けている保護者の不正等があった際につきましては、当該給付の支給をしている市町村へ通知をするということについて規定しております。

第20条は、施設の運営規定として定める重要事項について規定しております。

7ページの第21条は、職員の勤務体制について。

第22条は、利用定員の遵守について。

第23条は、運営規定等の掲示について。

また、第24条から第26条にかけまして、利用する子供の差別や虐待の防止等について規定しております。

8ページの第27条は、業務上知り得た秘密の保持について。

第28条は、保護者への適切な情報提供について。

第29条は、利益供与等の禁止について。

第30条は、教育・保育に関する苦情対応等について。

第31条は、施設と地域との連携や交流について。

9ページの第32条は、事故防止及び事故発生時の対応等について規定しております。

また、第33条では、会計区分について。

第34条では、各種記録の整備について規定しております。

それから、第3節は、特例施設型給付費に関する基準です。

第35条では、特別利用保育の基準でございますが、特別利用保育は、保育の必要がない、つまりいわゆる幼稚園の学校教育のほうの認定を受けた子供さん、1号認定子供というふうに言っているのですが、に對しまして保育所から受ける保育のことでございます。その基準を第35条で定めております。

10ページですが、こちら特別利用教育の基準でございますが、特別利用教育とは、先ほどとは逆になりますが、保育の必要があるとして保育所の認定を受けた子供、こちら2号認定子供となりますが、そちらに對して幼稚園から受ける教育のことになりまして、その基準を定めております。

第3章は、特定地域型保育事業の運営に関する基準でございます。

第37条では、利用定員に関する基準でございますが、家庭的保育事業については1人以上5人以下、小規模保育事業のA型、B型は6人以上19人以下、小規模保育事業C型

は6人以上10人以下というふうに規定してございます。

11ページの第38条から第50条までが運営に関する基準でございますが、先ほどの第5条から第34条までの特定教育・保育施設の運営に関する基準の項目とほぼ同じ項目となっております。

14ページにまいります。第3節は特例地域型保育給付費に関する基準でございます。特例地域型保育給付費は、特定地域型保育事業の事業者が保育所の認定を受けた子供さん、もしくは幼稚園の認定を受けた子供さんに、その緊急的な理由ですとか地域に保育所あるいは幼稚園が整備されていないということから、地域型保育、地域型保育は家庭的保育事業や小規模保育事業ですが、を行った場合に市町村が支給する費用ということになります。そちらに関する基準ということになってございます。第51条、第52条がその基準ということになってございます。

最後に、15ページの附則におきまして、本条例の施行期日につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日からというふうにしてございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） 何条何条というものに関しては、余り言うつもりはございませんが、この保育施設ということで、私は前から何度も安渡保育所についてのことを質問しておりますが、小中一貫校の場所も造成も起工式があり、さて次はという話の中で、大槌安渡保育所、大槌町ですね、その方向づけのほうはどのような進みぐあいをしているのか。今まで何度も質問してきましたが、結論には至っていないと思っておりますが、どういう方向になっていますでしょうか。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 町立安渡保育所でございますが、その考え方、基本的な方向というのは、まだ十分に結論といいますか方向性は明確にはまだ出ていないところでございます。基本的な考え方でいきますと、町内のその利用児童数、先ほど待機児童はないというお話もさせていただきましたけれども、そういったことから考えますと、4つある私立の保育所におきまして、仮に安渡保育所を廃止した場合であっても、数字上はその4つの保育所で吸収できるというふうな計算にはなりますが、一方で町立保育所であるというそのセーフティーネット的な考え方ですとか、また私立保育所さんですと、言葉はあれですけども、運営に例えば経営的な関係から規模を縮小したりとか、

そういったことも十分考えられるわけですが、そういった面につきましても町立で安心して預けていただけるというふうな安心感があるというふうな声もございます。ですので、また安渡地区から今寺野のほうに移っておりますが、安渡地区において子供の声が聞こえる町をつくりたいというふうな強いご要望もございますので、そういったところをいろいろご相談させていただきながら、安渡保育所の設置について検討していきたいというふうなことで今進めているところでございます。

○議長（阿部六平君） 小松則明君。

○7番（小松則明君） ほかに4施設に分けるとか、そういう話、廃止との言葉を聞いたとき、一瞬すぐそこで立とうかなと思いましたが、その後の話で方向づけというのはまだまだ考える余地がある、また町立保育所というものの大事さということも部長に言っていただきましたので、それとまた安渡という地区に子供たちの声を聞きたいという言葉、やっぱり願いというものもあってもいいのではないかなと。まず、いい方向に進むよう、またこの件に関しては12月もありますので、いいほうに進むようによろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 常任委員会の際に、この64号も65号も66号もそうなのですが、意見申し上げたとおりです、中身についてはその常任委員会の意見を参考にさせていただけるとは思いますが、前段小松議員がおっしゃっていますその安渡、この前我々議会報の視察で安渡保育所に行ってきました。安渡の住民の方と話す機会があったときに、学校もなくなると、そういうときに保育園までなくなるというのは、やはり地域にとっては物悲しさがあると。公立か民間の分園化かというふうな議論があるところだと思いますが、今の部長の答弁で、その公立だとセーフティーネットが云々、民間だと経営が云々と言ったけれども、反対の意味に捉えると、公立だと経営感覚がないという話になるんですよ、子供が入っても入らなくても潰れないから。それではだめなんですよ。逆に言ったら、民間はいい保育をして子供たちをいっぱい入れてほしいというところで切磋琢磨をしていると。これがどっちがどうだという話ではなくて、そういうふうに答弁されると、民間保育所の経営者というのは面白くないところがあるんですよ。そうではないというふうに十分承知はしていますけれども、いずれにせよこの子ども・子育て支援法が施行されるということは、児童福祉法が始まってもう数十年なんです、日本の大きなこの子育て環境の改革期なんですよ。どちらかというと、関連法案が都会の

待機児童対策に目が行くんですけども、常任委員会でも申し上げましたが、当大槌町については子供が少ないという環境の中で、逆に言ったらこういう小規模保育所が出ることによって、定員がだんだん少なくなっていてもその地域に小さい保育所、小規模保育所でも変更してもということで、子供からお年寄りまでいる一つの社会を形成するに当たって非常に大事なかなというふうに、私は人ごとのようには思っていないんですが、その中で、この65に関しては市町村長の確認事項が入ってきたし、小規模保育所に関しては町の責務というのが物すごく大事になってくるという判断があります。震災で流出して再開した保育所もあれば、修繕して再開をしている保育所もある。仮設で安渡保育所さんは頑張っておられる。老朽化して23年度には改築しようと思ったけれども、改築予定地を仮設に貸して改築の計画がおくれている保育所もある。いろいろ地域の実態によって環境があるんですが、総合的に見てこの大槌町というのは将来的にきちんとした子育て環境をつくっていかねばならないと思うんですが、いろいろな今その環境がある中で、町の方向性、将来的な保育・幼稚園児を見守る体制として町の考え方、その安渡がどうだとかみどり幼稚園がどうだとかということではなくて、全体的に子供たちを育てる環境として町の方向性を示していかなければならないと思うんですけども、町長さんのご見解があれば伺いたいです。

○議長（阿部六平君） 町長。

○町長（碓川 豊君） 今この関連法案等は、いわば都会的な感じのニュアンスも受けるわけですが、国全体として少子化対策、そして手厚いこの対応をしていかなければならないというのは、国民誰もそのとおりでというふうな感じで、この地域の実情に合った保育環境をすべきだということだと思います。その中で大槌町を考えた場合、今まちづくりが途中の中で、集落にどれぐらいの公営住宅、防災集団移転事業、区画整理に住民がどれぐらい残っていくかということをしっかり捉えなければならぬということ、今さまざまな考え方の中で、そのしっかりしたアンケートよりは個別の相談会を捉えて、住民がどれくらい残るかというふうなことをしっかり確認をしていきたいということで相談体制をするわけですが、そうした中で適正な配置、そして利用方法ということ、この利用する保護者の皆さん方、それから事業者の皆さん方、議会の皆さん方、そして町全体、多方面から意見収集をしながら対応して、いずれ大槌町についても、大槌町ではいずれこの少子化対策、人口減少、高齢社会の持続可能なまちづくりの中で、子育て環境についてはしっかり対応していかなければならない、そのよう

に感じております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 抽象的な話で申しわけなかったんですが、いずれにしても地域から子供の声がなくなるというのは寂しいわけです、高齢者の人は。片方では高齢者人口がふえていって、高齢化率は上がっていくのは目に見えているわけですよね。そういう中で、先ほど来申し上げているとおり再開したところもあれば、いまだに仮設のところもある、改築がおこなわれているところもあるので、きちんと対応していただきたいというふうに思います。

それと、部長の答弁の中で、待機児童は実質ゼロなんですけれども、本当は入れたいんだけれどもという親のニーズはいっぱいあるんです。ただ、常任委員会でも申し上げましたけれども、どうしても保育士がマンパワー不足だということで、預けたくてもというニーズは十分承知だと思いますけれども、そういう福祉的マンパワーも非常に不足しているという実態を鑑みても、何か別なアクションプランでも立てたらいいのかなというふうに考えているところはありますけれども、それについて何か考えがあれば。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） その保育士についてもですし、先ほど議員おっしゃったように福祉の分野におきましても、例えば介護の人材ですとか、病院においては看護師さんですとか、そういった福祉、介護、医療につきましては非常に人材の不足ということが言われておりますし、それが全国的な問題でもあります。もちろん全県的な問題でもあります。ですので、町単独でのということでは、まだ特に何か施策を打っているところではございませんが、県ですとか国の施策などとも連携しながら総合的に人材確保については取り組んでいく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（阿部六平君） 芳賀 潤君。

○2番（芳賀 潤君） 全くそのとおりでございます。何を言っても箱があっても人がいないから預けられない、介護もそうです、病院さんもそうなんですけれども、いずれにせよこれは日本が抱える大きな問題です。余計被災地大槌町にとっては、その人口減少やら、先ほど町長答弁にあったとおり、本当に全ての業種で人が足りないと言われておりますので、町独自で何かをするというのが非常に困難だというのは十分承知していますけれども、そういう施策がいっぱい国のほうから今後出されていくんですよね。もう来年度の概算要求も終わっていますし、その関連を見るとそういう地域創生の担当大臣が

出たとおり、とにかく地域が活性化していかないというのはもうわかり切っていることなので、いずれそういうものに着目しながら役場の職員さんたちにはそういう情報をきちんとキャッチして、いろいろなものをかち取っていただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第65号大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第6 議案第66号 大槌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第6、議案第66号大槌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 議案第66号大槌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

議案第66号の2枚目をお開き願います。

本条例案は、子ども・子育て支援法等の施行によります児童福祉法の改正に伴いまして、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育でございますが、を行う者が遵守しなければならない基準を市町村条例で定めなければならないとされたことから、その設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

この基準につきましても、こちら厚生労働省令で定める基準がございまして、議案第64号、65号の考え方と同じで、国と同様の基準内容としてございます。

第3条からまいります。第3条、第4条は、最低基準の基本的な考え方や最低基準を上回るよう運営や設備を向上させるということを規定してございます。

第5条は、放課後児童健全育成事業の一般原則ですが、利用児童の人権に配慮した運

當ですとか、自己評価や外部評価による改善の努力について規定しております。

第6条は、非常災害への設備や避難訓練等について規定しております。

2ページの第7条、第8条は、職員の要件等について規定しております。

第9条、設備の基準では、事業所に専用の区画を設けることやその面積要件を規定しております。

第10条は、職員の配置基準を規定しておりまして、第3項におきましてその資格要件等を規定してございます。

3ページにまいりまして、第11条、第12条は、利用者の差別や虐待の防止等について規定しております。

第13条は、設備等の衛生管理、第14条、第15条は運営に関する規定の制定、帳簿の整備について規定しております。

4ページの第16条、第17条は、業務上知り得た秘密の保持、保育に関する苦情対応等について規定しております。

第18条、開所時間及び日数では、休日におきましては1日8時間以上、平日におきましては3時間以上を原則とするということを規定しております。

第19条、第20条は、保護者との緊密な連絡や関係機関との連携をとることについて、また第21条は、事故発生時の対応について規定しております。

本条例の施行期日ですが、附則第1条におきまして、子ども・子育て支援法等の施行の日からとしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅康悦君。

○6番（東梅康悦君） この条例に関しましては異論はありません。現在の状況は、この条例が制定された場合は、その町内の子供たちが全てこの条例に合うような政策にもっていかねばいけないんですよね。その中で、大槌小学校においては、今学童クラブということで実施されています。聞くところによると、一方の吉里吉里地区においてはそうでないよと。それも、放課後の過ごし方は違う制度を使って今やっている状況なんですけれども、できれば同じようなシステムでやっていかねば、町内の公平性がとれないのではないかと思うんですけれども、その吉里吉里地区における放課後学童クラブの今後の計画はどのようなふうな状況なのか、そういうところを教えてください。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 吉里吉里小学校のところには、現在学童がないという状況でございますが、現在は小学校の中で放課後子供教室というふうなことも行われておりますけれども、それはそれで制度としてはあるわけですが、実際に町としてクラブを残すのか、あるいは新たに学童保育として整備するのかといったところについては、今のところまだ結論といえますか方向性を出しているわけではございませんけれども、教育委員会等とも、また小学校あるいは地区の方ともご意見を聞きながら、必要に応じてその整備の方向について検討していきたいというふうな状況でございます。

○議長（阿部六平君） ないですか。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第66号大槌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時01分

○

再 開

午前11時15分

○議長（阿部六平君） 再開いたします。

日程第7 議案第67号 大槌町産業集積地の使用等に関する条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第7、議案第67号大槌町産業集積地の使用等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 議案第67号大槌町産業集積地の使用等に関する条例につきましてご説明申し上げます。

お手元の議案第67号の2枚目をお開き願います。

本条例案は、震災で被災した町内事業者の皆様の本設再建への支援並びに本町の産業振興の一層の促進を図ることを目的として整備を進めておりました新町地区の産業集積地につきまして、8月中旬以降順次UR都市機構から町に引き渡され、事業者の方に供

用できることとなりましたので、現在整備を進めております安渡地区も含めまして、産業集積地全般の適切な管理、運用を図ることを目的として所要の条例を制定しようとするものであります。

第1条、趣旨についてであります。産業集積地の適切な使用に関して必要な事項を定めるという条例の趣旨を規定しております。

第2条、定義についてであります。本条例の適用範囲を明確にするために用語の定義を規定しております。

第3条、公募による使用予定者の選定等についてであります。公有財産の使用でありますことから、公平性を確保するために、原則公募により使用予定者を選定することとし、具体的手続に関しては別に町長が定めることを規定しております。

第4条、使用の許可等についてであります。産業集積地の使用に当たっての手続、条件及び使用期間について規定しております。

第5条、建物等の設置等についてであります。使用を許可した産業集積地に建物を設置する場合の手続及び設置後の使用条件について規定しております。

第6条、権利の承継についてであります。産業集積地の使用許可の承継に関する手続について規定しております。

第7条、権利の譲渡の禁止についてであります。産業集積地を使用する権利は原則として譲渡、転貸などできないことを規定しております。

ページお進みいただきまして、第8条、許可の取り消し等についてであります。使用許可もしくは承認の取り消し、または停止することができる事由について規定しております。

第9条、禁止行為についてであります。産業集積地の使用に当たり禁止する行為を規定しております。

第10条、物件の搬出または撤去についてであります。許可等なく設置または放置された物件を、産業集積地の適正な使用のため、町長は搬出または撤去を命じることができること、命に従わない場合は町が搬出等を行い、その費用を徴収できることを規定しております。

第11条、原状回復の義務についてであります。使用期間の終了または許可の取り消し等により産業集積地を町に返還する場合には、原状回復の義務があることを規定しております。

第12条、使用料についてであります。産業集積地の使用料は、使用許可を受けた面積に応じた固定資産税相当額とすることを規定しております。

第13条、使用料の徴収についてであります。使用料の徴収方法及び使用期間が1年未満である場合の計算方法を規定しております。

第14条、使用料の減免についてであります。特別な理由がある場合は使用料を減免できることを規定しております。

第15条、使用料の還付についてであります。納付された使用料は原則還付しないことを規定しております。

第16条、損害の帰属についてであります。産業集積地の使用に当たり生じた損害に関する責任の帰属について規定しております。

第17条、損害の回復についてであります。使用者が産業集積地その他附属物件を毀損等した場合の損害の回復義務を規定しております。

第18条、委任についてであります。本条例の施行に関して必要な事項は規則で定めることを規定しております。

附則についてであります。本条例は公布の日から施行することとしております。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） この産業集積地の使用等に関する条例の中で、権利の承継のところですけども、例えば使う人たちがグループか何かで借りるという案件がありますか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 当然、グループあるいは規定の中では法人等も認めておりますので、そういった団体による申し込みというものも想定しております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 例えば、法人は法人としてもグループで借りる場合、例えばその代表となった人が、そのグループが例えば、いいことではないですけども脱退になったときのこの継承になるわけです、当然。その残りの人たちがやることになるから。そのときの手続というのはどのようになるのか。

○議長（阿部六平君） 産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 詳細な手続については、また規則等で整備する形になりますが、原則としてその事業を行っている主体そのものが変わらないという場合につい

ては、それは正当な手続をもってそのまま引き続き事業用地が使用できると、そういった形での運用を考えております。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第67号大槌町産業集積地の使用等に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第8 議案第68号 大槌町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について

○議長（阿部六平君） 日程第8、議案第68号大槌町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 本日はご説明する条例案は、先月25日に都市計画決定されました地区計画に関連する条例であります。地区計画の趣旨と内容は、9月3日に開催されました議会全員協議会でご説明申し上げたところですが、対象区域は町方津波復興拠点地区約3ヘクタールと、安渡津波復興拠点地区約17.5ヘクタールです。

地区計画では、建築物の用途の制限、屋根や外壁の色彩等の制限、地盤面の高さの制限の3つを定めておりますが、このうち建築物の用途の制限についてより実効を持たせるために、今回の条例を制定するものです。

それでは、条例をお開きください。

第1条では、条例の目的を規定しております。条例の根拠は、建築基準法第68条の2第1項に基づき定めるものでございます。

第2条では、適用区域について規定しています。地区計画で定められた区域に適用されます。具体的には、別表第1に記載しております。

第3条では、建築物の用途の制限を規定しております。制限は、地区計画で制限される内容となります。

第4条から第6条では、この条例の取り扱いの特例事項を規定しております。第4条では、条例が施行される前に既にあった建築物について、第3条の制限が緩和されます。現在のところ、これが適用される既存建築物はございません。しかし、今後地区計画を追加していく中で、既存建築物に制限がかかることを想定して定めております。

第5条では、建築物の敷地が地区計画区域の内外にまたがっている場合や、二つの地区計画の区域にまたがっている場合の取り扱いを定めております。この条項についても、現在該当する存在はございません。

第6条では、公益上必要な建築物でやむを得ない場合について、町長が許可した場合に限り制限が適用されないというものです。ただし、この許可に当たっては別途都市計画審議会にお諮りした上で、許可ルールを本条例の施行規則として定める予定でございます。

第7条では、この条例の施行に関する必要な事項について、施行規則に委任することができるということを規定しており、この条文に基づき施行規則を定めます。

第8条では、罰則規定を規定しております。罰金の額は、建築基準法第106条に規定した上限50万円以下になります。

第9条では、違反行為があった場合、実際の行為者とその行為者を雇用する法人または使用者等の両者に対して罰則を適用する、いわゆる両罰規定を定めています。

最後に、附則で10月1日から施行することを規定してございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第68号大槌町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第69号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第9、議案第69号大槌町町税条例の一部を改正する条例につ

いてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第69号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

町民税に関し、第26条、町民税の納税義務者等第2項及び第3項において、法人税法において外国法人の恒久的施設が定義されたことに伴う所要の規定の整備であります。

第34条、所得割の課税表示については、法律改正に合わせての改正であります。

第35条の4、法人税割の税率については、地方法人税の創設に対応し、法人町民税の標準税率を12.3%から9.7%に引き下げる改正であります。

2ページをお開きください。

第49条、法人の町民税の申告納付第2項及び第5項において、外国税額控除制度の新設に伴う所要の規定の整備であります。

第53条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金については、法人税法における外国法人に係る申告納税制度が規定されることに伴う所要の規定を整備するものであります。

3ページをお願いします。

固定資産税に関し、第57条において子ども・子育て支援法の施行に合わせ、新たに小規模保育事業及び認定こども園の用に供する固定資産が非課税適用となることから、その所有者がすべき申告についての規定の改正であります。

第59条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告については、法律改正に合わせての改正であります。

軽自動車税に関し、第79条において地方税法の改正に伴う軽自動車税の税率の引き上げ等の改正であります。四輪以上の乗用のものであれば、自家用車の場合年間7,200円から1万800円、営業用であれば5,500円から6,900円となるものであります。

4ページ下段から11ページにかけては、附則の改正であります。

第4条の2、公益法人等に係る町民税の課税の特例については、租税特別措置法改正に伴う所要の措置であります。

第16条、軽自動車税の税率の特例については、法規定の新設に合わせて新設したもので、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車に対する重

課を規定するものであります。

第18条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例及び第18条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例については、規定の整備であります。

第18条の2の2、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例及び第28条の2については、法律改正に合わせて改正するものであります。

第29条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例については、規定の削除であります。東日本大震災に係る特例について、必ず条例によって定めなければならないこととされている事項を除き、規定を削除するものであります。

11ページをお開きください。

第31条及び第32条は、規定の繰り上げであります。規則については、第1条施行規則、第2条が町民税に関する経過措置、第3条から第5条までは軽自動車税に関する経過措置の規定であります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この中で、軽自動車税、大槌町の重要な一つの税収入の部分だと思うんですが、あとで決算のときにやればいいんでしょうけれども、25年度にかかわる滞納額及び台数がわかれば教えていただきたいんですが。

○議長（阿部六平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（三浦大介君） お答えします。

軽自動車税、25年度決算ベースでございます。軽自動車税の収入未済額、25年の現年課税分及び滞納繰越分合わせまして収入未済額で176万1,200円となっております。台数のほうは、ちょっと把握はしてございません、申しわけございません。

○議長（阿部六平君） 東梅 守君。

○3番（東梅 守君） 何でこれを聞いたかという、私も軽に乗っていますから、今まで税額が安くて大変重宝していたわけです。それで、生活保護世帯でも軽自動車まではたしか認められていたというふうに私は認識しているんですが、そんな中でこの滞納額を見たときに、もしかして払いたくても払えない方が相当数いるのかなというふうに思ったわけです。そんな中で、この税額が変わって金額が上がると、ますます滞納者がふえるのではないかという心配をしているんですが、その辺の部分はどうか把握しているか、

その辺をお聞かせください。

○議長（阿部六平君） 税務会計課長。

○税務会計課長（三浦大介君） お答えします。

生活保護等の関係につきましては、申請に基づきまして減免申請があれば減免という措置は当然、これは町税条例の中でもうたっておりますので、その対応はしてございます。それとあわせてなんです、先ほど言いました軽自動車、特に四輪乗用自家用関係でございますが、こちら27年4月1日施行ではございます。それで、あくまでも27年4月1日以後に新規登録した車両について適用するということございまして、以前からお持ちの車につきましては引き続き経過措置で7,200円のままという形になりますので、その辺はご理解いただきたいと思っています。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第69号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第70号 大槌町有線テレビジョン放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第10、議案第70号大槌町有線テレビジョン放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 議案第70号大槌町有線テレビジョン放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表をお開きください。

第3条、名称及び位置について。「新町1番1号」を「上町1番3号」に改めるものであります。

第4条、業務について。「有線テレビジョン放送の業務」を「放送業務」に改めるとともに、同条第6号中「再送信」を「再放送」と改めるものであります。

第5条、定義について。第1号中、第15条第1項を第9条第1項に改めるとともに、同条第2項中「再送信設備等」を「再放送設備等」に改めるものであります。

第7条、放送運営委員会の設置については、第1項中、町長の諮問機関としてを削り、「置く」を「置くことができる」に、また同条中の「放送運営委員会」を「委員会」に改めるものであります。

第8条から第10条につきましては、放送運営委員会の柔軟な対応を図るため、規則に委任するため削るものであります。

第11条、放送番組審議会の設置につきましては、「有線テレビジョン放送の業務」を「放送法第7条第1項の規定に基づき、放送業務」に改め、町長の諮問機関としてを削り、同条中「放送番組審議会」を「審議会」に改めるとともに、同条を第8条とするものであります。

第12条から第14条につきましては、放送番組審議会の柔軟な対応を図るため削り、規則に委任するものであります。このことから、第15条及び第16条はそれぞれ第9条、第10条とするものであります。

第17条、工事費等の費用負担につきまして、本文を「引込設備の新設及び変更に必要な経費の負担は、次に定めるところによる」に改め、同条第1項第1号に「工事に必要な経費のうち工賃にかかる部分（以下「工事負担金」という。）については、加入者が負担する。」を加え、同条第1項第2号に「前号以外の経費については、町が負担する。」を加えるとともに、同条を第11条とするものであります。

第18条を第12条にするものであります。

第19条、利用の中止等につきまして、第1項及び第2項中「有線テレビジョン放送の業務」を「放送業務」に改め、同条第3項に「引込設備の撤去費用については、第11条の規定を準用する。この場合において、第11条中「新設及び変更」とあるのは、「撤去」と読み替えるものとする。」を加えるととともに、同条を第13条とするものであります。

第20条、加入負担金の徴収につきまして、第4項後段を削るとともに、同条を第14条とするものであります。

第21条、使用料の徴収につきまして、第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第2項に「前項の場合において、集合住宅等における加入者の単位は、入居が可能な戸数とする。」を加えるととともに、同条を第15条とするものであります。

ます。

第22条、広告放送の利用につきまして、見出し中「広告放送の利用料」を「放送料の納入」に改め、同条中「広告放送をしようとする者は、」を「町以外の者が、自主制作番組又は広告を放送しようとする場合」に、「使用料」を「放送料」に改めるとともに、同条を第16条とするものであります。

第23条、減額又は免除につきまして、同条中「第20条第1項に規定する加入負担金及び第21条第1項に規定する使用料」を「工事負担金、第14条第1項に規定する加入負担金、第15条第1項に規定する使用料及び第16条に規定する放送料」に改めるとともに、同条を第17条とするものであります。

第24条、免責事項につきまして、「有線テレビジョン放送の業務」を「放送業務」に、「その損害について賠償しない」を「そのことによって生じた損害について賠償の責めを負わない」に改めるとともに、同条を第18条とするものであります。

第25条、有線テレビジョン放送の業務の提供の停止及び加入申込みの承諾の取消しについては、見出し、同条第1項及び同条第1項第6号中「有線テレビジョン放送の業務」を「放送業務」に改め、同条第5号中「利用料金」を「使用料」に改めるとともに、同条を第19条とするものであります。

第26条を第20条とし、第27条を第21条とするものであります。

第28条、指定管理者に管理を行わせる場合のこの条例の適用について、「第5条、第15条、第18条及び第19条」を「第5条、第9条、第12条及び第13条」に、「第5条第1項、第15条第1項及び第3項、第19条第1項中」を「第5条第1号、第9条第1項及び第3項並びに第13条第1項中」に、並びに「第18条及び第19条第2項中」を「第12条及び第13条第2項中」に改めるとともに、同条を第22条とするものであります。

第29条を第23条とし、第30条を第24条に繰り上げるものであります。

別表につきましては、別表第1中、第20条関係を第14条関係に、別表第2中、第21条関係を第15条関係に、別表第3中、第22条関係を第16条関係にそれぞれ改めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用されるものとし、改正後の第15条第2項の規定は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。小松則明君。

○7番（小松則明君） 有線テレビジョンということで、これは各大槌の議会の放送を見ている方々もいるわけなので、簡単なことを。テレビジョンの放送の送信を放送に改める、送信と放送の違いをお聞かせ願います。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今回の改正は、放送法の関係がありまして、その中身をかえたということになります。

○議長（阿部六平君） 三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） 条例については何も言うことないんですけども、参考までに加入者、今現在何名いらっしゃるか教えていただければと思います。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 今のところ889世帯ということになります。

○議長（阿部六平君） よろしいですか。野崎重太君。

○12番（野崎重太君） それでは、つかぬことをお伺いします。まず、ここに広告料云々、自主制作とかさまざまあって、それなりの別表云々、その別表が見当たらないが、どこにあるんだかわからない、それが1点。

それから、来年度はそれこそ改選期ということで、いろいろな選挙がありますね。そのときに、一つのテレビ放送として自主番組といえど何だけれども、自分の公約だとか、町長であろうと議員であろうとそういう放送が可能なかどうか。例えば、県議会であろうと知事であろうといろいろな選挙の関係で、その辺のところお伺いしておきます。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 表につきましては、表全体を直すわけではなくて、その条例がかわることによって適用される条項がかわりましたので、表全体については条例の中に起案されておりますので、その確認をいただければと思いますし、もしあれば用意をいたします。

また、政見放送についてどうかという話になりますが、ちょっとその辺については後で検討させていただきたいと思っておりますし、全体のバランスもございますので、その辺は後でしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○議長（阿部六平君） 阿部義正君。

○13番（阿部義正君） 第13条の3の引き込み設備の撤去費用のことについてお伺いしますけれども、町内には幾つでしたかテレビ組合があるわけですが、その中で一部では引

き込み施設を撤去したところもありますが、それ以外の地区での今後の撤去の計画はどのようにになっているかお伺いします。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 組合については、全部撤去が終了しております。

○議長（阿部六平君） よろしいですか。総務部長。

○総務部長（平野公三君） 組合関係は終わっていますけれども、仮設に借りている部分については、仮設が終わり次第そこは撤去すると、こちらで行政側が撤去するという事になっております。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第70号大槌町有線テレビジョン放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第71号 教育振興基金条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第11、議案第71号教育振興基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。教育部長。

○教育部長（澤舘和彦君） それでは、議案第71号教育振興基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

次ページをお願いいたします。

新旧対照表中、第1条「学校林収入を教育の振興に充てるため」を改正後「学校教育及び社会教育の充実及び振興を図るため」に改正するものでございます。

現在の教育振興基金に関しましては、教育振興基金とはなっておりますが、学校林収入に特化している状況になってございます。現在、震災によって復興関連で寄附金や支援等をいただいておりますが、それらを基金に積み立てて、後々の教育全般の教育振興基金に資金として使いたいという状況になってございますが、それができない状況にあ

ります。そのために、基金を柔軟化し弾力的に教育振興として支援をできるようにするために改正するものでございます。

附則、この条例は平成27年1月1日から施行する。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第71号教育振興基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

1時20分まで休憩いたします。

休 憩

午前 1 1 時 5 0 分

○

再 開

午後 1 時 2 0 分

○議長（阿部六平君） 再開をいたします。

先ほどの議案審議で、答弁の補足、訂正がございます。税務会計課長。

○税務会計課長（三浦大介君） 午前中の議案第69号町税条例の一部を改正する条例の関係の中で、東梅 守議員よりご質問のございました軽自動車税の滞納分の金額及びその台数という質問でございました。金額は答弁しておりますが、台数でございます。延べ台数で353台になってございます。

また、同じく東梅議員より質問がありました生活保護者の軽自動車税の減免の中で、私のほうから町税条例の中で生活保護の方につきましても減免規定があるというふうにお答え申し上げましたが、正しくはどうか私の勘違いで、身障者減免と勘違いして答弁してしまいました。正しくは減免規定の中には生活保護者への減免規定はございません。訂正の上おわび申し上げます。

○議長（阿部六平君） 民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 同じく、議案第69号大槌町町税条例の一部を改正する条例におきまして、東梅 守議員から同じく生活保護世帯は軽自動車までは保有を認められ

ているというようなお話がございましたので、ご説明いたします。

生活保護世帯におきましては、軽自動車、普通自動車にかかわらず、自動車の保有は認められておりません。ただし、その生活保護世帯の住んでいる場所が、例えば公共交通機関がないなど、交通の利便が著しく悪く、例えば障がいをお持ちで病院への通院が自動車でないといけないですとか、就労している方で自動車以外で通勤することが極めて困難であるとか、また就職活動のために自動車が必要であって、それが当該世帯の自立に役立つというふうに判断されるといった個別の事情を踏まえまして、自動車の保有がやむを得ないと認められる場合に限られております。

以上でございます。

○議長（阿部六平君） 総務部長。

○総務部長（平野公三君） 私のほうからは、議案第70号大槌町有線テレビジョン放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、先ほど阿部義正議員のほうから共聴組合の施設撤去についてご質問がありましたので、その回答について補足説明させていただきます。

共聴組合から大槌町有線テレビジョン放送への移行に伴い、ほとんどの共聴組合は施設撤去を行っております。ただし、宮ノ口、屋敷、蕨打直、白沢共聴組合の施設に関しましては、仮設住宅へのテレビ放送のため平成25年4月1日に町に施設が譲渡されて、一部稼働しております。この譲渡された施設については、仮設住宅へのテレビ放送が不要になった場合について、それは撤去するということになっております。なお、現状町内に存在する共聴組合は、大槌町有線テレビジョン放送エリア以外の浪板共聴組合だけであります。

以上であります。

○

日程第12 議案第72号 大槌町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第12、議案第72号大槌町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 議案第72号大槌町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案第72号の新旧対照表をお開き願います。

これは、児童福祉法の一部改正に伴いまして、児童福祉法の放課後児童クラブについての規定に条ずれが生じたことから、第1条、趣旨の児童福祉法からの引用条項を改正するものであります。

また、附則におきまして、公布の日から施行するものとしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第72号大槌町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第73号 大槌町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第13、議案第73号大槌町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。民生部長。

○民生部長（佐々木和哉君） 議案第73号大槌町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案第73号の新旧対照表をお開き願います。

今般の改正は、次代の社会を担う子供の健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、母子及び寡婦福祉法の一部が改正されること等から、当町においてこの法律を引用している本条例につきまして所要の改正を行おうとするものでございます。

第3条で引用しております「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及

び特定配偶者の自立の支援に関する法律」にそれぞれ改めるものでございます。

また、母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴いまして、新たに父子として配偶者のない男子が定義づけられましたことから、第3条第1号中「これに準ずる男子」を「同条第2項に規定する配偶者のない男子」に改めるものであります。

附則につきましては、施行期日を当該引用法令の施行期日に合わせまして平成26年10月1日とするものでありまして、新旧条例の適用区分を明らかにするための経過措置を定めるものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第73号大槌町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第14 議案第74号 大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部六平君） 日程第14、議案第74号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） それでは、新旧対照表をお開きください。

入居予定者の選考における優先については、大槌町町営住宅等条例第7条第5項において規定されておりますが、今回の条例改正で「犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等若しくは平成23年3月11日において東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律第8条第1項に規定する支援対象地域に居住していた者」の要件を追加するものです。

次に、第52条、暴力団員該当情報の提供依頼の条項の次に、第52条の2として収入状況の報告の請求等について定めるものです。公営住宅法の定めるところにより、入居者

の収入状況について、入居者本人またはその雇い主、その他関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、もしくはその内容を記録させることを求めることができるとしています。

第2項は、前項の規定による権限を当該職員を指定して行わせることができるとしております。

第3項は、守秘義務について規定しています。

別表の町営住宅の名称と所在地については、戸建ての町営住宅の完成に伴い新しく追加される町営住宅を加え、また町営住宅の所在地の表記方法を町、丁目あるいは地割にとどめるものでございます。追加する町営住宅は2カ所で、1カ所目は大ケロ二丁目第2町営住宅、所在地は大槌町大ケロ二丁目、2カ所目は柂内町営住宅、所在地は大槌町大槌第12地割となります。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。阿部俊作君。

○5番（阿部俊作君） きのは町営住宅の苦情ということで、計算の違いなわけですが、私も、私の計算と当局の計算の違いでちょっと私も熱が入ってしまいましたのですが、冷静に考えて説明すればいいんですけども、私が考えたのは、隣ではかった81デシベルは次の隣の部屋で何デシベルになるかというそういう計算では、私では10分の1になるのではないかということなんです。この考え方として、デシベルと倍率という関係がありまして、ゼロデシベルは1倍、それから6デシベルは2倍、10デシベルは3倍、それから20デシベルは10倍、こういう倍率とデシベルの関係がありますもので、壁の間を通ったのが基準が25デシベルですけども、計算上20デシベルにすると、（「阿部俊作議員さん、議案外の質問ですので」の声あり）管理者として町長に、その苦情が出たので、その管理で直したらどうかというつもりで、その説明をしたんですけども。では、次の別にします。済みません。

○議長（阿部六平君） ほかにありませんか。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第74号大槌町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第75号 町道の路線認定について

○議長（阿部六平君） 日程第15、議案第75号町道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回新たに認定しようとする路線は6路線でございます。参考資料の路線認定図の1ページ目をごらんください。

路線番号1151号、大ケロ二丁目第2町営住宅1号線、起点は大ケロ二丁目100番10、終点は大ケロ二丁目100番38です。

路線番号1152号、大ケロ二丁目第2町営住宅2号線、起点は大ケロ二丁目100番12、終点は大ケロ二丁目100番21です。

路線番号1153号、大ケロ二丁目第2町営住宅3号線、起点は大ケロ二丁目100番33、終点は大ケロ二丁目100番35です。

路線認定図の2ページ目をお開きください。

路線番号2103号、沢山10号線、起点は大槌第23地割字沢山9番26、終点は大槌第23地割字沢山8番30です。

路線認定図の3ページ目をお開きください。

路線番号5026号、柵内町営住宅1号線、起点は大槌第12地割字柵内151番3先水、終点は大槌第12地割字柵内150番2です。

路線番号5027号、柵内町営住宅2号線、起点は大槌第12地割字柵内151番14、終点は大槌第12地割字柵内151番7です。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。三浦 諭君。

○1番（三浦 諭君） 柵内と大ケロは町営住宅のために町道認定するのはわかりませんが、沢山はこれ防集団地の関係でしょうか。

○議長（阿部六平君） 環境整備課長。

○環境整備課長（藤原 淳君） 沢山10号線については、地権者等から町道認定のための

土地の寄附がございまして、認定要件に該当しましたので、今回の議会に諮って町道認定を行ってもらうものでございます。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） 認定には別に異議はありませんが、震災後、沢山という場所、大槌では最も南斜面に面した静かない場所だったわけですね。それが、現在の道路事情、副町長さんは毎日通って歩かれると思うんですが、もう迷路も大変な悪い道路事情なんです。一方で、もう毎日のように新しい住宅が建築されていると。しかも、言いたくないんですが何で触れるかという、将来町内の小中一貫校が建てられるわけですよ。高校はある。今回通学路は確保されたわけですが、やはり通学路の周辺は、今の状態でいったら大変なことになるのではないかなと思うんです。そういうことで、やっぱり将来のそういう整然とした住宅地をつくるか、あるいは防災だとかそういうことを考えてみた場合に、今やっぱり行政が介入して、何とかいい集落に持っていかなければならぬのではないかなと思うんですが、どうでしょう、町では今の私のその考えに対して。お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（阿部六平君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 面的整備という面では、都市計画事業における土地区画整理事業という事業がございまして、当初震災後ここに土地区画整理事業を入れるということで、計画、調査については行っておりましたが、地権者等の反対がございまして、またすぐその住宅再建をしたいというふうな要求の中で、ここを断念したという経緯がございまして。そういった中で、またこれから区画整理事業を行いますと、また3年、4年という長い期間の間使用収益の開始までかかりまして、住宅の再建はさらにおくられていくという中では、今回はあくまで小中一貫校の骨格道路の整備を行って、それに付随する道路のできるだけ協力を得られる部分は道路の整備を行って、できるだけ住宅再建を早く促進させるということで、こういったことで進めてございます。今回のように、こういった形で地権者の理解が得られて協力された場合は、こういった町道認定を行って整備してまいりますし、他には防集団地に伴いまして道路等は整備していきたいというふうには考えてございます。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） その通りだと思うんです。それで、結局最終的には地権者の協力がなければ、これは不可能なわけですが、どうでしょう、ある程度町としてこういう集

落にしたいとか、こういう集落を目指しているという簡単な絵図でもつくって、町はこう考えているんだよということを、あそこの地区の地権者の人たちに、将来的に協力を仰ぐようなそういう方向に持っていけないのかなと思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（阿部六平君） 大水副町長。

○副町長（大水敏弘君） 沢山地区についてですけれども、先ほど復興局長がお話したとおり、区画整理については断念したということですが、現在、先日安全祈願祭を行いまして、一定の整備を行っていくということで取り組んでいくことにしたところでございます。将来の絵図につきましては、今地域復興協議会を開催しておりますので、沢山地区の方々に対しても、今後防災集団移転や関連する整備です、このようになっていきますということの情報提供や、地域の今後のために必要な施設等について協議しているところでございます。今後、沢山沢川についても改修を予定しております、それについて雨水排水対策ということも取り組んでいきたいというふうに思っております。いずれにいたしましても、今後そういった地域の方々の声を踏まえながら、この地域、通学路の近くで文教地域ということになりますので、良好な住環境が形成されるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（阿部六平君） 後藤高明君。

○10番（後藤高明君） やっぱり、今のままでいったら大変な集落になると思うんです、次から次と新しい家が建って行ってね。道路なんかも、本当に狭い場所もあるし、カーブを車で曲がるのが大変なんです。そういうところが何ヶ所もある。そういうことで、なかなか簡単にいかないことはわかります、個人のものでありますから。ただ、やはり町はこう考えているんだよということを、例えば建築許可というそういう制度もあるわけですから、そういう中で何とか協力を仰いでいって、やっぱり将来を考えた場合に、安心して住宅を建てられるような場所に持って行ってもらいたいなということをお願いして終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 今後藤議員さんが言ったのに関連しますけれども、この土地の採納ということは聞いていたから、この町道認定というのは大体みずかみの付近だね。そこだから、それこそ非常にいいことだと思って見ていましたけれども、今後藤さんが言ったように、この沢山地域は早く言えば個人の勝手というか自分の土地だからね、確かにそうかもわからないけれども、盛るところは1メートルも盛る、あとはそのままの

ような状態だと。また、奥のほうに行けば、大体200ぐらい、60センチぐらいか、そのくらい盛るところが出る。道路は今度はどんどん狭くなるわけね、ああいう土の盛り方やっていけば。結局、これは土地計画に確かに協力が得られなかったから、あそこには土地計画にならなかったというけれども、ある程度の網をかけないと、勝手に自分の土地だからといってああいうような建て方を、私はその人とは関係ないけれども、そういうことをやっていくと、本当に無法というわけではないけれども、個人の土地だからね、ああいう建て方になってしまったら大変だと思いますよ。やっぱり、そこらは行政が、あそこは協力が得られなかったからというのでただ投げておくのではないかなと思って見えるんですけども、その辺をもう少し詰めてから、やっぱり地域の人たちに、土地計画はしなかったんだけど、どういう方法がいいかというのを話し合いながら進めていただきたいと思いますけれども、副町長さんどうぞ。

○議長（阿部六平君） 大水副町長。

○副町長（大水敏弘君） ご心配の点もそのとおりで思っております、やはり地域において将来像といいますか、こんなふうな町にしていきたいというような姿、あるいは将来イメージを共有していくことが大事ではないかなというふうに思っております。先ほども申し上げましたけれども、地域復興協議会というのをやっておりますので、地元の方々と意見交換しながら、どういう地域にしていっていいか、あるいは行政において取り組んでもらいたいことを言うていただければ、行政としてもこういう景観整備なり安全対策、防災対策ということも含めて取り組んでいくというような流れになると思っておりますので、そうしたいただいた懸念も踏まえながら、今後のこの地域整備に当たっていききたいというふうに思っております。

○議長（阿部六平君） 金崎悟朗君。

○9番（金崎悟朗君） 確かにそのように取り組んでいていただきたい。ただ、あそこらであのくらい事業をもって家をつくらうとするのは、シミュレーションはあったというものの、シミュレーションはあくまでもシミュレーションだと。水は、例えばあそこの下野地区には1.5メートルしか入らないとか、そういう答弁でしたけれども、実際あそこはツウツウになっているから、水がどのぐらい来て沢山まで来るかわからない。ということは、もう行政に頼っていてもしょうがないという形だと思うんです。だから、地域懇なら地域懇をもう少し早急に進めて、何とかあそこにこれから住もうとしている人たちに安心・安全を守るような宅地の形成というのを考えていただきたいと思います。

すので、よろしく申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第75号町道の路線認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第16 議案第76号 財産の取得について

○議長（阿部六平君） 日程第16、議案第76号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。復興局長。

○復興局長（那須 智君） 1、財産の品名、大ケロ二丁目地区災害公営住宅。

2、取得の数量、災害公営住宅23戸及び附帯施設（広場・ごみ置き場・道路等）です。

3、取得の方法、随意契約。

4、取得の金額、5億8,680万1,944円。

5、契約の相手方、岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号、独立行政法人都市再生機構
岩手震災復興支援本部、本部長 森本 剛です。

次のページの資料をお開きください。

土地の所在地は、岩手県上閉伊郡大槌町大ケロ二丁目128-1ほか。

物件の種類は、災害公営住宅。木造構造2階建て23棟23戸、建築面積は1,143平方メートル。延べ床面積は1,821平方メートルになります。附帯施設として、ごみ置き場1カ所、広場1カ所、道路等1式となっております。

参考資料をお開きください。

今後の業務の流れですが、今回の財産取得について議会承認をいただきました後は、速やかに契約の相手方である独立行政法人都市再生機構と契約を締結いたします。9月末の完成、そして11月1日からの入居開始ということになってございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第76号財産の取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第17 議案第77号 財産の処分について

○議長(阿部六平君) 日程第17、議案第77号財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。総務部長。

○総務部長(平野公三君) 議案第77号財産の処分についてご説明申し上げます。

- 1、財産の種類、土地。
- 2、土地の所在、大槌町大槌第14地割及び第16地割地内。
- 3、面積、1万3,829.07平方メートル。
- 4、処分の方法、売り払い。
- 5、金額、1億9,637万2,794円。
- 6、契約の相手方、岩手県。契約担当者、沿岸広域振興局長 佐々木和延。

資料のページをお開きください。

1、処分の目的。岩手県が実施する大槌町屋敷前地区災害公営住宅整備事業の用に供するため、町有地を処分するものであります。

2、処分する財産。地目、学校用地・雑種地を、先ほどご説明申し上げた面積と金額で処分するものであります。

3、土地売買仮契約締結日。平成26年8月25日であります。

以上、ご審議よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(阿部六平君) 質疑に入ります。(「なし」の声あり) 質疑を終結いたします。

討論に入ります。(「なし」の声あり) 討論を終結いたします。

これより議案第77号財産の処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(阿部六平君) 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第78号 工事請負契約の締結について

○議長（阿部六平君） 日程第18、議案第78号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（大釜範之君） 工事請負契約の締結につきましてご説明申し上げます。

契約の目的でございますが、さけますふ化施設整備工事。

契約の相手方は、岩手県盛岡市玉山区芋田字武道9番地95、株式会社カガヤ、代表取締役 加賀谷浩一でございます。

契約の変更の内容でございますが、変更前工事費2億6,124万円でありましたところ、2,587万4,760円を増額いたしまして、2億8,711万4,760円の工事請負額に変更するものでございます。

変更の内容でございますが、平成25年12月21日から着手しております工事でございます。繰越明許の承認をいただきまして、本年10月16日までの工期で工事を進めておるものでございます。今般の変更の内容といたしましては、4月1日からの消費税率の改訂に伴いまして、消費税相当額の変更を行うものでございます。

また、これにあわせまして工事の内容の中でふ化施設における事故防止及び作業効率を向上させるためにフェンス設置の工事を追加し、また構内の舗装を行うものでございます。また、これにあわせまして、施設の自動掃除機を整備する予定としておりまして、そのための電源供給の設備を新たに設ける内容の工事を増嵩しようとするものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。東梅 守君。

○3番（東梅 守君） この変更種目のそれぞれの金額を教えてください。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 主な内容でございます消費税の改訂で882万7,700円、それから外構工事はフェンスの設置が850万円、アスファルトの舗装が180万円、建物の撤去等が140万円、これとあと電源装置が486万円、その他合計で2,587万4,760円でございます。（「はい、ありがとうございます」の声あり）

○議長（阿部六平君） 野崎重太君。

○12番（野崎重太君） ここに自動掃除機（別途工事）となっていますけれども、これは今回はこの電源を供給するだけの工事ですけれども、この別途工事の掃除機そのものを工事すればどのぐらいかかるんですか、大体。

○議長（阿部六平君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（阿部幸一郎君） 今工事しているのは第2ふ化場ですが、あと前からあった平成23年度震災直後に工事をしました第1ふ化場、これらの2つのふ化場で1億4,000万円ほどでございます。

○議長（阿部六平君） よろしいですか。進行します。質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第78号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第19 議案第79号 平成25年度大槌町水道事業会計剰余金の処分について

○議長（阿部六平君） 日程第19、議案第79号平成25年度大槌町水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（田中寛之君） 議案第79号平成25年度大槌町水道事業会計剰余金の処分についてご説明いたします。

次ページの平成25年度大槌町水道事業剰余金処分計算書をごらん願います。

利益剰余金及び未処分利益剰余金についてご説明いたします。

まず、未処分利益剰余金ですが、当年度末残高2,517万8,564円、当年度純利益でございます。これは、高料金対策による一般会計からの繰入金3,111万9,633円を含んだ金額でございます。議会の議決による処分数額2,500万円、これは未処分利益剰余金のうち2,500万円を減債積立金へ積み立てするものであります。処理後残高、繰越利益剰余金は17万8,564円となります。

次に、利益剰余金ですが、当年度末残高7,711万3,348円、議会の議決による処分数額2,500万円、これは減債積立金へ積み立てするものでございます。処理後残高は1億211

万3,348円となります。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（阿部六平君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより議案第79号平成25年度大槌町水道事業会計剰余金の処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部六平君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程が終了いたしました。

あす12日は、午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午後1時58分

